

千葉県飲食店に対する「ワクチン・検査パッケージ制度」登録に係る実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）」2.(2)の規定により、ワクチン・検査パッケージの活用により行動制限を緩和する制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。）を施行するに当たり必要となるものとして、千葉県の飲食店に対する「ワクチン・検査パッケージ制度」登録に係る実施要領を定めるものとする。

(対象)

第2条 登録の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下「対象事業者」という。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもので、千葉県飲食店感染防止対策認証事業実施要綱第5条第2項による認証又は千葉県飲食店感染防止基本対策確認店に対する確認を証するステッカー交付に係る実施要領第5条第2項による確認を受けたもの（以下「対象施設」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるものについては、登録の対象とならないものとする。

第2章 登録等

(申請)

第3条 登録を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設においてワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を、知事に申請するものとする。

(登録等)

第4条 前条の規定により登録の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。本条第3項、第4項、第7条及び第8条において同じ。）は、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が適切であると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を登録するものとする。

3 知事は、前項の規定により登録したときは、当該登録に係る対象事業者（以下「登

録事業者」という。)に対し、登録した旨を通知するとともに、登録した旨を表象する登録マークを交付するものとする。

- 4 知事は、第1項の申請が適切でないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、登録しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、適切でない事項を摘示する等、登録しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(登録マークの利用等)

第5条 登録事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請があった場合等により行動制限が課され、かつ、ワクチン・検査パッケージ制度が適用される場合には、その期間中、登録に係る対象施設（以下「登録施設」という。）の施設外から見える位置に登録マークを掲示しなければならない。

- 2 登録事業者は、その責めに帰することができない事由により登録マークを汚損し、又は亡失したときは、登録マークの再交付を求めることができる。

(登録の効力)

第6条 登録の効力は、第4条第2項の規定により対象施設が登録された日から発生するものとする。

- 2 登録施設が対象施設でなくなったときは、当該対象施設は登録の効力を失うものとする。

(変更の報告)

第7条 登録事業者は、登録施設の名称その他登録に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

(調査等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、登録施設を調査し、登録に係るワクチン・検査パッケージ制度の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(登録事業者の責務)

第9条 登録事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する場合、登録施設の利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めなければならない。

- 2 前項に定めるワクチン接種歴及び検査結果の確認内容及び方法は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」及び「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等

について（令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）」で定めるとおりとする。

3 登録事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度に係る検査として、当日現場検査を実施するときは、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）」を遵守しなければならない。

4 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 登録施設の利用者に対しワクチン・検査パッケージ制度を適切に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること
- (2) 登録マークの適正な使用及び管理を行うこと
- (3) 知事等が行う登録施設に係る調査に協力すること

（登録の辞退）

第10条 登録事業者は、その登録施設が登録の要件を満たさなくなると見込まれるとき又は継続する意思がなくなったときは、あらかじめ、登録の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした登録事業者は、遅滞なく、登録マークの掲示をやめ、及びこれを廃棄しなければならない。

（登録の取消し）

第11条 知事は、登録施設によるワクチン・検査パッケージ制度の運用に問題があることを確認したときは、登録事業者に対して改善を要請し、又は登録を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録施設が対象施設でなくなったときは、知事はワクチン・検査パッケージ制度の登録を取り消さなければならない。

3 知事は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2条第2項に該当するものと認められたときは、登録を取り消すことができるものとする。

4 知事は、第1項、第2項及び第3項の規定により登録を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により登録を取り消された対象事業者は、遅滞なく、登録マークの掲示をやめ、これを廃棄しなければならない。

第3章 感染拡大時等の措置

（ワクチン・検査パッケージ制度の適用の一時停止）

第12条 新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府や知事の判断でワクチン・検査パッケージ制度を適用しないことがあり、登録事業者は、それに従わなければならない。

(登録の効力の一時停止)

第13条 知事は、対象施設における認証又は確認の効力の一時停止等により、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を一時停止する必要があると認めたときは、その旨を登録事業者に通知するものとする。

(登録の効力の回復)

第14条 前条の規定により、登録の効力を一時停止した場合において、認証又は確認の効力の回復等、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を一時停止すべき事情が解消したときは、登録事業者は、登録マークの掲示を再開できるものとする。

2 前項の規定により登録マークの掲示を再開しようとする登録事業者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出るものとする。

第4章 雑 則

(免責)

第15条 県は、対象事業者が登録を受けられなかったこと、登録事業者が登録を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は登録施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 第2条の飲食業に属する事業者には、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）に基づく改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による許可を受けた者を含むものとする。

2 この要領は、令和3年12月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月21日から施行する。